

野田市犯罪被害者等 支援条例案を上程

～見舞金の支給等により、安心して暮らせる地域社会を実現～

犯罪被害者等支援に関する施策を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、市民等が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とし、3月議会定例会に上程の上制定しようとするもの。

●主な制定内容

1. 相談等

犯罪被害者等が直面している様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うものとする。

2. 見舞金の支給

見舞金の種類、支給額、対象者

見舞金の種類	支給額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪発生時市民である遺族であって千葉県犯罪被害者等見舞金制度に基づく見舞金の支給を受けた者
重傷病見舞金	10万円	犯罪発生時市民である傷害を受けた本人であって千葉県犯罪被害者等見舞金制度に基づく見舞金の支給を受けた者

●施行期日

令和7年4月1日

●条例制定までの経緯

国では、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、国の責務や地方公共団体の責務も盛り込んだ「犯罪被害者等基本法」を平成16年12月に制定。千葉県においては令和3年度に「犯罪被害者等支援条例」を施行したほか、令和4年3月には、被害者支援を総合的かつ計画的に推進するため「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定している。

また、県内自治体では令和7年2月現在、15市町が犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定するなど、近年の犯罪被害者等支援の積極的な動向を受け、野田市犯罪被害者等支援条例案を上程する。

問合せ＝市民生活課・直通 04-7199-4908

代表 04-7125-1111（内線 3122）

野 田 市